令和８年（フ）第２３４号
山梨県甲府市東光寺１丁目１番33号
債務者　青野　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５９号
山梨県山梨市大野990番地　Ａ―544
債務者　堀内　智美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７８号
山梨県甲府市後屋町653番地　９―268
債務者　早川　幸一（成年後見人　小澤久子）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９６号
長野市徳間１丁目31番16号、申立時の住所長野市稲田２丁目５番１号
債務者　林口　久江
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９４号
長野県上田市踏入１丁目６番21号　県住Ｂ―40号、前住所、前々住所長野県上田市上野2459番地３、広島市安佐南区川内六丁目10番21号
債務者　斉藤日登美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１０２号
長野県上田市五加960―１　五加ハイツＳ―202、住民票上の住所長野県東筑摩郡麻績村麻3662番地１
債務者　鈴木　友菜
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第３０３号
岐阜県関市平賀町７丁目21番地１　メゾンアミィ108、前住所岐阜県関市東貸上57番地
セイ・ヴィヴレ・サワ１―Ａ
債務者　山田　廉也
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３３３号
岐阜県各務原市鵜沼台１丁目32番地
債務者　山内庸一郎
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５３９号
静岡市葵区瀬名川３丁目14番１号　レインボー瀬名川１　203号室、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目27番18号　フロイデミーツⅢＢ203号室
債務者　鈴木　綺奈
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５４３号
静岡市駿河区小鹿758番地の２　イリスⅡ103
債務者　小林　みき
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４号
三重県津市藤方953番地１　クイーンズコートＣ棟101
債務者　波田野　優太
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２００号
三重県亀山市南鹿島町17番30号
債務者　上村　　愛
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３３号
三重県津市藤方2630番地　ＯＧｔｅｒｒａｃｅ102号室
債務者　井上　澄子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５２号
三重県四日市市笹川八丁目45番地１　笹川団地９―205
債務者　赤塚　一成
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２５３号
三重県四日市市南浜田町５番26号
債務者　小田　周作
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１０号
三重県尾鷲市賀田町976番地、前住所大阪府東大阪市東石切町２丁目３番40号
債務者　世古　柾貴
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所熊野支部